

量子ワーキンググループ運営要領

令和 8 年 1 月 30 日
内閣府

量子ワーキンググループの開催について（令和 8 年 1 月 19 日内閣府特命担当大臣決定）
第 4 項の規定に基づき、日本成長戦略量子ワーキンググループ運営要領を定める。

（会議の運営）

第 1 条 量子ワーキンググループの運営については、この運営要領の定めるところによる。

2 量子ワーキンググループに副座長を置く。副座長は、座長が指名する。

（議事内容等の公表）

第 2 条 本ワーキンググループの議事は、非公開とする。

2 座長又は副座長は、量子ワーキンググループの議事要旨を、量子ワーキンググループの終了後、遅滞なく、適当と認める方法により公表する。

3 前項に規定する議事要旨において、ワーキンググループ構成員の意見を記載する際は、原則として、発言者の氏名を伏す。

4 前 2 項の規定により議事要旨を公表する際は、量子ワーキンググループにおいて配布された資料のうち、公開が可能なものについて併せて公開する。

（雑則）

第 3 条 この運営要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、座長が定める。